

個人情報保護規程

信友会（以下「本会」という。）は、信友会会則（以下、「会則」という）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下、「法」という。）の意図するところを踏まえ、以下のごとく個人情報の取り扱いについて定める。

第1章 総則

第1条 目的

本規程は、法に基づき、本会が取扱う個人情報について、適切な管理を行うことにより、会員の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 個人情報

本規程において個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 1 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く）をいう。以下同じ）により特定の個人を識別することができるもの。（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- 2 個人識別符号が含まれるもの。

第3条 適用範囲

本規程は本会の会員に適用する。本会を退会した者は、在会中に知り得た個人情報を利用または提供してはならない。

第2章 個人情報の取得

第4条 個人情報取得の原則

- 1 個人情報の取得は、利用目的達成のために必要な限度において行うものとする。
- 2 個人情報を取得するときは、適正かつ公正な方法で行うものとする。本会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号の場合は本人以外の者から収集する場合がある。
 - (1) 本人の同意を得た場合。
 - (2) 個人の生命、身体または財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (3) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。

第5条 個人情報の取得

前条に基づき、本会は、入会時及び総会・合同歓送迎会の案内状等により個人情報を取得する。

第3章 個人情報の利用目的の特定等

第6条 利用目的の特定

保有する個人情報は、本会内の連絡、調整、会員名簿・機関誌「信友」の作成・配布、本会ホームページの作成・運営及び本会と密接な関係にある陸自通信科職種等の関係者との連絡・調整する場合に使用する。

第7条 利用目的以外の利用の制限

- 1 本会は、利用目的を超えて個人情報を利用する場合は、本人の同意を得るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができるものとする。
 - (1) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (2) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4章 個人情報の適正管理

第8条 個人情報の適正管理

1 事務局

- (1) 事務局は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人情報を正確かつ最新の状態に保つものとする。
 - (2) 事務局は、個人情報の漏洩、滅失、棄損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
 - (3) 事務局は、個人情報の適正な管理のために、個人情報を取り扱う役員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
 - (4) 事務局は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を確実に破棄または削除するものとする。
 - (5) 事務局は、個人情報の取り扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人情報の適正な管理について受託者が講すべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
 - (6) 個人情報の取り扱いは、各幹事の所掌事務に必要な範囲で行うとともに、会員名簿にかかる個人情報の取り扱いは、名簿幹事が行うものとする。
 - (7) 個人情報の取り扱いは、幹事の管理下にある施設において行うものとする。
 - (8) 個人情報（書類及び電子媒体）の保管は、施錠できる容器で行うものとする。
 - (9) 個人情報を持ち運ぶ場合は、常時管理下に置くとともに、電子媒体に保存する場合は、パスワードを設定するものとする。
 - (10) 個人情報の漏洩の可能性のある場合は、速やかに会長、保護管理責任者及び保全責任者等に報告・通報し、漏洩が明らかになった場合は、事実関係の調査・原因の究明、影響を受ける可能性のある本人への連絡等を適切に行い、再発の防止を図るものとする。
- 2 会員が順守すべき事項は、会則第17条第2項の通りとする。

第5章 個人情報の第三者提供

第9条 個人情報の第三者提供

- 1 本会は、第7条第2項に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供しないものとする。

- 2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合。
 - (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
 - (3) 本会と密接な関係にある陸自通信科職種等の関係者と連絡・調整する場合。

第6章 個人情報の開示・訂正・利用停止等

第10条 個人情報の開示等

- 1 本会は、本人から、当該本人にかかる個人情報について、書面又は口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにはその旨を知らせることを含む。以下同じ）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
 - (2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申し出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示することができる。
- 3 個人情報の開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行うものとする。
- 4 本会は、個人情報の開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示にかかる個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申し出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を、申し出をした者に対し、書面により通知するものとする。
- 5 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申し出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第7章 組織及び体制

第11条 個人情報保護管理組織

- 1 本会は、個人情報を安全、確実に取り扱うため個人情報保護管理組織を設置する。
- 2 本会における保護管理組織の保護管理責任者は、副会長とする。
- 3 保護管理責任者を補佐するため、保全責任者を置く。
- 4 保全責任者は、総務、名簿、機関紙及び会計を所掌する各幹事の筆頭者とする。
- 5 上記の各項以外の役員を個人情報取扱者とする。

第12条 保護管理責任者の責務

- 1 保護管理責任者は、役員会及び個人情報取り扱い委託先における個人情報の適正な管理運営に必要な措置をとり、本会における個人情報保護に関する意識啓発を行い、個人情報取り扱い全般についての総括的な指揮監督を行う。

- 2 保護管理責任者は、本規程の実施及び運営に関する責任を負い、その権限を持つ。
- 3 保護管理責任者は、本会における個人情報の管理運営状況について隨時会長に報告するものとする。
- 4 保護管理責任者は、本規程の改廃について提案することができる。

第13条 保全責任者の責務

- 1 保全責任者は、各所掌における個人情報の適正な管理、運営について、必要な措置をとる。
- 2 保全責任者は、職務上知り得た個人情報について保護管理責任者の許可なく他に漏らしてはならない。
- 3 保全責任者は、職務上知り得た個人情報を保護管理責任者の指示以外の目的に使用してはならない。

第14条 個人情報取扱者の責務

- 1 個人情報取扱者が個人情報を取扱う場合は、保全責任者（監事にあっては、保護管理責任者）の指示に従って行動する。
- 2 個人情報取扱者は、職務上知り得た個人情報について保全責任者（監事にあっては、保護管理責任者）の許可なく他に漏らしてはならない。
- 3 個人情報取扱者は、職務上知り得た個人情報を保全責任者（監事にあっては、保護管理責任者）の指示以外の目的に使用してはならない。

第8章 事故への対応

第15条 事故への対応

個人情報の漏洩等、セキュリティ事故が発生した場合、又はその恐れがあるときは、直ちに保護管理責任者に報告し、その指示に従うものとする。

この規程は、平成31年2月10日から施行する。